

平成20年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成20年3月13日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	下 条 学 君	副委員長	二 宮 由 子 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	森 田 憲 二 君
委員	小 林 知 久 君	委員	石 川 庄 太 郎 君
委員	佐 村 明 美 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（6名）

1 番	吉 野 孝 君	2 番	西 川 洋 一 君
4 番	粕 谷 久 美 子 君	5 番	長 瀬 り つ 君
1 8 番	中 間 建 二 君	1 9 番	御 殿 谷 一 彦 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石 川 和 男 君	事務局次長	西 永 宣 昭 君
議事係長	小 島 裕 治 君	主 事	三 浦 文 一 君

出席説明員（7名）

副 市 長	小 飯 塚 謙 一 君	企画財政部長	浅 見 敏 一 君
市民部長	北 田 和 雄 君	福祉部長	榎 本 豊 君
保険年金課長	関 口 順 孝 君	市民部副参事	波 多 野 良 男 君
福祉部副参事	原 島 真 二 君		

会議に付した案件

- (1) 第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例
- (2) 第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情
- (4) 20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情
- (5) 20第4号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画(案)の見直しを求める件に関する陳情
- (6) 20第5号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

午前10時 3分 開議

○委員長（下条 学君） ただいまから平成20年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（下条 学君） 初めに、第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例、本案を議題に供します。
本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。

第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々だけを別立ての医療保険制度に囲い込むということで、国際的に見ても例を見ない制度です。制度設計者自身も、5年間はおつたろうという無責任さを示しています。75歳以上の方々、戦後日本を支えてこられたの方々です。年をとったら国から捨てられるのか、こういう怒りの声が上がっています。この制度は高額保険料を高齢者に押しつける、さらに2年ごとにこれが値上げされる、こういう仕組みを持ち込むものです。さらに差別医療を持ち込み、高齢者の方々に必要な医療を施さない、このことによって医療費を抑制するといつてもない制度です。16号議案は、この後期高齢者医療制度の徴収にかかわる条例であり、日本共産党は反対します。

以上です。

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は起立により行います。

第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例、本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（下条 学君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（下条 学君） 次に、第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（二宮由子君） この国保税の値上げに関してなんですけれども、一般質問で他の議員がしっかりと質問

させていただきましたが、いま一度改めまして、この委員会におきまして質問させていただきたいんですけども、この国保税の値上げ、今年度に前倒しとして踏み切った、そういった根拠を伺いたいと思います。

○市民部長（北田和雄君） 国保のまず財政の仕組みから先にちょっと御説明させていただきますと、国保予算と申しますのは、まず最初に医療費の歳出が決まります。その歳出に沿って、歳入をどうするかということになってきます。基本的な制度で言いますと、50%は国・都の補助金が充てられますので、残り半分を保険料で充てるということになります。ただ、それで保険料が残り50%を確保できなくなれば一般財源からの繰入金で穴を埋めるということになるんですが、今回その一般会計からの繰り入れによる穴埋めも限度がございまして、その足りない分を保険税で改定することで埋めるということで、今回提案させていただいたものでございます。

以上です。

○委員（二宮由子君） そうしますと第3次行政改革大綱との整合性が見られないと思うんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 第3次の行革につきましては、21年を目標にということで、その他の事業についても同様でございました。今回は予算編成に当たりまして、予算編成方針にのっとりまして編成作業をいたしましたわけですが、歳入の中での歳入歳出の収支が大幅に不足をしておりました。そこでさらなる削減ということで、各種の事業について、すべて一般会計事業を見直しをいたしまして、経常的な経費についても削減を予定いたしました。

その中でさらなる財源の確保、あるいは歳出の削減をいたさないといふ一般会計の予算編成が不可能と同時に、昨年度までは財政調整基金ということで財源不足に対する補てんがございましたけれども、これについても財政調整基金がほぼ底をついているという状況でございました。その中で、歳出事業の削減の中で国保の繰出金について、赤字の繰り出し分——一般の法内分については当然繰り出すわけですが、赤字補てんとしていたうちの今回の削減を一定額させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 一般会計の穴埋めの限度があると、歳入を確保できなかったから国保を上げるということで、私には市長はいろいろな答弁の中で——市長を初めとする皆さんは国保財政が破綻するから云々と言っていますが、一般会計の努力不足、一般会計で足りないことを国保に回したというふうを受けとめられるわけですが、その辺の御見解をお願いします。

○市民部長（北田和雄君） 国保が厳しいという内容でございますが、国保は特別会計という制度でやっております。これはどういう意味かと申しますと、医療のための会計でございます。これは制度発足時にもともと半分が公費と半分は保険料で、目的税として徴収をして医療に充てるということでやっております。特別会計の原則からいきましたら、公費と保険料で運営していくというのが原則でございます。ただ通常、構造的問題と言われるように、国保加入者の方々が経済的負担の弱い方が多いということもありまして、一般会計からの繰り入れで各市対応しているということです。ただ、この状態が国保制度の正常の状態というわけではございませんので、今後この繰り入れをどうしていくかというのが、従来から大きな——うちの市に限らず全国的に国保制度の課題となっております。ですから一般会計の繰り入れの多寡によって、国保がやはり危機的状況になってくるということを含めまして、国保会計が非常にこのままいってしまつたら厳しくなってくる。

それで仮に財源がなかったらどうなるかということですが、結果として歳入が足りなかったといった場合は、

やり方として二つございます。一つは、足りない分を追加で一般会計から補てんをするということが一つです。もう一つは、翌年度の税収を充てて補うと。一般的な言い方で言いますと、給料の前借りというふうに考えていただいて結構だと思います。それによって、とりあえず20年度なら20年度の国保の支払いをします。21年度どうなるかと言いますと、前借りをされた分を先に——そもそも21年度は収入がありません。仮に3億円20年度に前借りをしたとすると、その3億円分が最初から21年度不足します。そもそも20年度では3億円足りなかったわけですから、21年度は6億円の不足が生じてくると。また22年度に6億円を前借りするというようなことになってきます。こういった赤字の累積がしていきますので、そういうことを続けていくと国保はやはり破綻の方向に向かっていくという意味でございます。

以上です。

○委員（小林知久君） 前提の話の一つします。今二宮委員も前倒しの根拠と言いました。私自身も国保財政がこのまま100年——このままでいいとは思っておりませんが、低所得者対策や市民への周知もなく、大幅な一気の値上げをこのタイミングですということ、今回一般会計の歳入不足を補えなかったツケをしわ寄せしているのではないかと。国保の制度論のお話ではありません。そここのところの答えをお願いします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 前倒しということでお話でございます。これについて、国保会計に対して一般会計がどの程度財源補てんをできるか。これは過去におきますと、赤字繰り出しについては年々上昇傾向にありまして、国保財政の厳しさということを受けまして、一般会計からはやむなく繰り出しという形をとってまいりました。しかし、一方では財政運営上の一般会計そのものさまざまな事業に対する経費も民生費を初めまして、扶助費、こういうところが大幅に増嵩いたしましたので、この中で平成20年度の予算編成をした中で、とても歳入が追いついていかないという状況がございました。そこで今回の事業の見直しについてですけども、21年度の計画ではありましたが、1年を前倒しさせていただいて取り組みをしたいということで、国保会計についてはどのぐらいの金額が読めるか。それを一般会計の担当部と調整しながら来た経緯がございます。

今後一般会計も考えますと、では歳出の今回の税に値する部分として3億3,000万円でございますけれども、その3億3,000万円の一般会計をさらなる歳出事業で削減できるかとなりますと、相当大がかりな事業の削減になります。これはその他の事業についても見直しをしました。そういう結果で、財源がどうしても足りないということで、今回は赤字の繰り出しについて抑制させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 大幅な事業の見直しを一般会計でしなくてはいけないから、それを避けるために国保の大幅な値上げをするということですよ。大幅な見直しをすればいいじゃないですか、市長の範囲の一般会計の中で。今まで一般会計からの繰り出しで、制度上少し難しさのある国保会計を、セーフティネットだからと言って支えてきたわけじゃないですか。その考え方、私は正しいと思うんですよ。それを今回捨てるに当たって、この急さで何の低所得者対策もせず、未来も見えず、変えることは私はおかしいと思う。一般会計を見直せばいいんですよ。教えてくださいよ。教えてくださいよ。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計の見直しをしろということでございますけれども、これは予算編成に当たっては最大限、私どもでは削減の項目を拾い直ししましてやってまいりました。まず人件費——歳出については人件費の削減、あるいは補助金についても削減をさせていただきました。それから扶助費についても見直しをさせていただきました——単独で行っているものについての削減。こういったどうしても従来でし

たら、そのサービスということで考えますと、重要な施策でございますけれども、それらについて見直しをさせていただいておりますが、しかし3億円というものをさらに生み出すまでには、とても内容的には追いつかないと。経常的な経費も、これも数年間続けてまいりましたし、さらなる削減ということでやってみたんですけれども、追いつかないという現状がございます。

市としましては最大限、財源の削減、あるいは歳入についての捕捉を努めたわけですが、今般はこの内容で予算編成をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） ちょっと角度を変えて払うほうの立場、要するに市民が払うんですけど、どのように周知するのか。多少とかいう言葉ではなくて、これだけ大幅に上げるということはそれなりの準備期間だとか、周知ですとか、内容の説明ですとか、そういったことを理解を求めるような方策——そういったことに関して、市報も一応見ました。だけど、どこのページ開いても入っておりません。確かに2月の運協のほうの答申が出てから今まで何の手だてもしてなかったと、それは事実だと思うんですよ。今後これがもし仮に成立した場合、市民が納得すると思いますか。またそれで金を払うと思いますか。要は、その辺に関してシミュレーションとしてやっていくんだったら、事前に今の状況を把握してもらうためにはどのような周知徹底をするのか。それからその辺のシミュレーション——ただ金が足りないから上げますよ——単純な発想ですごくわかりやすいと思うんですよ。だけどこれは払うほうの身になってみれば、急激な増加ということに関しては予期せぬ出来事だと思います。

それから一般質問で幾つかあったと思うんですけど、代表質問を含めて市長は常日ごろ言っている言葉というのが、どこの集会に行っても東大和市は大丈夫ですよ。そういう言葉を発しているわけです。私も何回か聞いています。それは担当の部課長の方は聞いてないかもわかりませんが、そういう言葉と今回のこれだけの値上げ——確かに職員の手当を削減しました、補助金も削減しました。まだ決まっておりませんが、そういったことの積み重ねだと思いますけど、その努力に関しては、金がないから努力するのは当たり前のことであって——ならば大きく分けて二つ聞きます。

内部努力、これ以上できるかどうか。それからもう1点は、市民に関してどのような説明をしたら理解を得られるのか。単純に金がなくなったから上げますよ、じゃあお願いします。もう4月1日から始まる。その辺の、なぜ一般会計からの繰入金が出せなくなったと、そういった事情の説明を——これが21年度からやるんだったらまだわかります。ある程度の理解はできます。だけど、議会のほうは決まりましたからそのようになりましたという単純な発想だったら、大変議会のほうとしても立場がないと思うんですよ。その辺の市民に対する告知というか、周知徹底の仕方。このままでいった場合の状況をちょっと二つ、お尋ねします。

○市民部長（北田和雄君） 市民の方々への周知でございますが、まずその前に国保財政が過去から非常に厳しい状況であるということは、市報等で掲載はして周知に努めてきたところです。それから今後のことですが、通知として実際市民の方々のお手元に届くのは、納税通知書は6月中旬ぐらいになるかと思います。ですから4月に入りましてから、その点については周知に努力したいと思います。税率等については、議会の審議を経た後でなければ、なかなか公に発表することはできないというふうには考えております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計のほうの内部努力ということでございますが、第3次の行革について先ほど御質疑いただきましたけれども、その中の取り組み項目——歳入歳出財政健全化のためにということ

は項目ございますが、これがさらに状況的には厳しい状況がありますので、これについての再度の吟味をいたしまして、歳入については非常にさらなる増というのが——市税が一番大きく左右いたしますけれども、急激な増は見込めませんので、そういたしますとやはり歳出の抑制をせざるを得ません。歳出の抑制をすることは、今まで行われていた例えば補助金であるとか、あるいは扶助費についても一定額の抑制をせざるを得ません。その中で健全財政に向けての努力をするわけでございますけれども、当面内部努力という点では——さらなる内部的な事務経費といたしましては人件費、これは職員の不補充、あるいは給与の減額等も当然検討せざるを得ません。その中でどれだけ歳出を抑制できるか、それによって極力直接的な市民サービスに与える影響がないように予算組みをしてみたいと思います。

これは、繰出金については残念ながら赤字補てん分が大幅な減額ということで相なっているわけでございますが、当市は統計上いきますと、三多摩では一番赤字繰り出しが大きい市です。これは、東京都の結果も出ております。その中で、やはり抑制というものは求められていることも現実ですので、しかし市民の方々への直接的な影響という面を考えますと、さらなる内部的な努力を重ねたいと思いますので、その点を努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 最初のほうの答えじゃないんだけど、市民部長が今言った6月に納付書が送付されますと、そんなのでいいんですか。要するに、今まで1万円だったのが今度は3万円になりますよと、納付書を発送するだけじゃなくて——これはもう議題が終わったから言わないようにしようかなと思ったんですけど、20年度から後期高齢者がスタートするわけですよ。それで、他の市町村ではそのことも踏まえて、事前に新しい制度ができますよと。市報では、3月1日号に新制度がスタートしますよと。またその前にも入っております。どういう制度なのか、そういう説明をそれぞれに出前講座なり開設しています。もうそれは終わったことだから構わないじゃなくて、これからスタートするためには、各市ではそれだけの努力をしているわけです。理解を求めるために。

今回の6月に納付書が発送しましたからと、決まっちゃってから納付書——当たり前なんですよ。だけどその前に——払うのは市民なんですよ。市民の理解を得るためには——我々議員というのは市民の代表なんですよ。それで今ここでやっているわけですよ。なのにそれ以前に——予算大綱説明会の後に、市民に対してどのような方策でもって理解を得るために努力してきたのか、そこのところなんですよ。上げちゃいけないとはだれも言ってませんよ、厳しいのはみんなわかっているんですから。上げないほうが一番いいんですよ。だけど上げ幅、これだけが理解を得られるかどうか。そのためにはどのような内部努力を——やっているのは当たり前なんですよ。そこのところをもう一度お聞かせください。

○市民部長（北田和雄君） 6月に納付書が届きますというお話と、4月から6月までの間がありますので、その間に周知に努めたいという意味でございます。

○委員長（下条 学君） 説明につきましては、趣旨に沿って説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○市民部長（北田和雄君） わかりました。それから2月に運協から答申——諮問した後のということでございますが、運協のほうに諮問した後議会の皆さんにも説明いたしておりますが、この段階ではまだ確定したわけではございませんので、公にその率ですとかそういった内容を説明したということではございません。

以上です。

○委員（森田憲二君） もう一度聞きます。確定したとしないとか、確定というのはどこで決まるんですか。要はね、一つは確定してないから周知できなかったと、どこの段階で確定をするのか。それから逆に考えれば、どこの段階でもって——これはきのうさんざんやっていました、一般質問の中で。どこの段階で一般会計からの繰入金が無理だと、前倒ししなくちゃならない——どこの段階で確定したのか。それからもう一つ、どこの段階で一般会計からの繰入金が不足してきたと——決まった段階。それから今言ったように、6月に発送します——だれだって発送できるんですよ、そんなのは。来たら払えというものじゃないんですよ。だから市民にいかに理解を求めるような方策を全協、要するに予算大綱の中で説明したんだったら、今の間約1カ月、その間に市民に理解を得られるような方策はとれなかったんですかという、大きく分けて3点お願いします。

○市民部長（北田和雄君） まず税率の確定でございますが、これは議会の議決を得て初めて確定と、条例が改正できるものですから、そういうふうに理解をしております。

それから3月の議会で議決が得られれば、4月から速やかに周知に努めたいというふうには考えております。以上です。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計のほうからですと繰り出しという形になりますが、これについては1月の予算——市長査定で予算についての歳入歳出のフレームがようやくでき上がりました、その後2月13日に予算大綱発表いたしました。不足でございますので、繰り出しが抑制せざるを得ないというところに至ったのは1月の下旬、限りなく2月に近づいた段階でようやく予算編成が可能になったということです、その時期として受けとめております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 先日の中間議員の一般質問で、市長がたしか今回のことは私の責任で行っていると、予算査定で積み上げたら足りなかったと、国保ゴーサインを出した、というのは市長がおっしゃっていました。そのとき私も見ましたが、企財部長制して御自身で答弁されて、これは私の責任ですということで——私は今までの一連の流れで、きょう市長の代理で来ている副市長に御見解をお聞きしたいんですけども、一般会計のしわ寄せを国保に回しているのではないかと。ある種これは政治判断ですが、そういうところに関しての御見解をお願いします。

○副市長（小飯塚謙一君） 市長が私の責任であると、たしか一般質問の中でお答えしたと思います。この内容は、12年から7年間上げておりませんでした。これは市民に負担をかけないと、あくまでも内部努力をして、できるだけ市民に負担をかけないという形でやっていたと。そういう形だがここに来てどうしても——要するに予算が特別会計のほうに一般財源から繰り入れができないと。そういう形の中での責任だという答弁でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 今回低所得者対策も間に合わなかった、それから周知も間に合わなかった、議会への説明も間に合わなかった。そういう前倒し策はすべて市長の責任ということでよろしいですか。

○副市長（小飯塚謙一君） どこまでが市長の責任かということでございますが、今私が答えたとおり、市長とすれば要するに保険税につきましては、できるだけ値上げをしないで市民負担を差し控えていたと、そういうことでございますので、それが一つの、まあ一括の責任ということでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 先ほど企財部長が東京都の中で赤字繰り出しが一番多い、うちの市が多いとおっしゃっていましたが、それは7年間見直さなかった結果ですよ。これ例えば2年ごとに見直していれば、こんなことは起こらなかったと思うんです。市民部長も、経済的に不安定な低所得者層がこの国保加入者には多いというふうにおっしゃってましたよね。そのように、経済的に不安定な低所得者層の方から負担を強いるというふうに、そういうふうな判断ですよ。そうしますと一般会計予算が組めないということは、新規事業の凍結というようなことも考えなかったんでしょうか、伺いたいと思います。それ市長判断ですから、市長がこの場にいらっやしませんから、副市長でも結構です、答弁をお願いします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 歳出事業の大幅な見直しということでございますけれども、新規の事業の中で今回3億円に値する事業はございません。これは、ほとんど一般会計の事業について個々に事例を挙げてやった場合でも——例えば一般歳出経費、これを5%やったとしても、それぞれ義務的に出るお金が——例えば管理経費であっても委託料だとか、それぞれ義務的に出るものがございます。それを除きますと、やはり何億円というものを落とすまでの事業費はございません。

それができるならば、今回のこういった大幅な事業費の抑制等についても再考できる余地があったと思えますけれども、さらに歳入についても何とか伸ばせないのかということで市税——やってみたわけですが、それは残念ながら達成できなかったと。ですから新規事業を、まあ今回の実施計画に基づく事業については幾つか積み上げがございまして、その中で一般財源として確保できているお金も2億円台でございます。それが全部やめたとして、直接やめたとして、その程度の額が出るかなと思いますが、これもやはりそれぞれ総合福祉センターとかそれぞれ計画にのっているものでございますので、やめるわけにはいかないということで今回はやりました。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 副市長の御答弁をいただきたい。市長、いらっやるんでしょうか。もしあれでしたら市長も呼んでいただいて、この委員会に答弁いただきたいんですけど。

○副市長（小飯塚謙一君） 市長は確かにいらっやいますけど、私が代理で今回委員会に出ておりますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、事業の見直しということでございますが、今企画財政部長が答弁したとおり、事業全般につきまして一応見直しをしております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 市長がいらっやるんでしたら、政治的判断もあるでしょうし副市長がその責任を負うのもいかがだと思いますので、もしよろしかったら市長がこの場に来ていただいて委員会の討論をしていただければと思いますけども、委員長いかがでしょうか。

○委員長（下条 学君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（二宮由子君） 今回の委員会に副市長が市長の代理で責任権者であることを1点確認をさせていただきたいのと、この委員会、実は9時半から開会なんですけども、副市長が来られたのが10時過ぎだと思います。まあ9時半から協議会をいたしました。しかし委員会が始まる時間に副市長がおくれた、その理由も伺いた

いと思います。

○委員長（下条 学君） 二宮委員、9時半から協議会開きまして、当初は50分からということで打ち合わせをさせてもらいましたが、資料等取り寄せによっておくれるという申し出がありましたので、御理解いただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員（二宮由子君） 副市長に伺っています、委員長、済みません。

○副市長（小飯塚謙一君） 委員会がたしか——時間がおくれて大変申しわけないと思っております。今発言がちょっとありましたが、資料の取り寄せのためにちょっとおくれてしまいました。本当に、今後は十分気をつけたいというふうに思っております。

それともう1点ですが、私は市長の代理で出ておりますので、当然それに対してお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今までのやりとりを通じて、結局市財政の困難があると。それがあつために、国保会計への繰出金を大幅に削減せざるを得ないというのが理由だということは明らかになつたと思つています。それで市民部長の答弁の中でも、国保に加入されている方は非常に経済的にも厳しい方が多いということから、繰り入れを続けてきたんだという経過についても説明がありました。財政難を理由にして国民健康保険税を大幅に値上げするということになるわけですが、市民の暮らしをどう認識しているのかという点できのうも一般質問でもありましたけれども、平成18年で言えば5億2,335万円、これだけの負担が市民にかかっている。19年は2億1,600万円。さらに今年度また国保税を大幅に引き上げるという提案になっているわけだ。この点で、市民の暮らしをどう認識しているのかという点について、まず伺いたいと思つています。

それからもう一つは、国保会計に対する繰入金金を削減したいというときに、市の独自努力というのは何だったのか。医療費の支出を抑制するために、例えば健康診断を重視をして医療費の支出を抑制する努力を市がどれだけしてきたのか。これは、例えば古くは沢内村の話から、医療費の支出を健康診断の徹底によって抑制してきたという事例は幾らでもあります。この問題についての総括を一切行わずに、市民に負担だけを押しつけるというのは……のやり方ではないかというふうに思つています、いかがでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 2点目の医療費の抑制に対する取り組みでございますが、国保としましては健康相談、健康教育などを年2回開いております。それから人間ドックの助成制度もやっております。これは脳ドックも含めますが、国保の加入者で人間ドックを利用された方については、2万3,000円を助成をしております。この人間ドックの助成制度というのは東大和市の独自の制度であり、国保で実施が義務づけられているわけではございません。全市がやっているわけでもありません。ちょっと今手元に資料がございませんが、たしか七、八市ぐらいの制度だと思つています。

あと、それから健康課のほうで各種健康診査なども実施をしております、さまざま病気にならない、あるいは病気を早く発見するという政策には取り組んでおります。ただ、なかなかこれは国全体でも言えることですけれども、こういった取り組みが医療費のほうに反映するにはどうしても時間がかかってくるということが現状でございます。

以上でございます。

○副市長（小飯塚謙一君） 市民の負担をどう重く考へているかということでございますが、市長のほうからも再三発言があつたと思つています、確かにいろいろな市民負担というのが、ここに多く出して大変だということ

は認識しているということですが、今回の国保税の値上げにつきましては断腸の思いで判断したと、そういうことで答弁させていただいておりますので、私からもそのように御答弁させていただきます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 一つは、市民の暮らしは大変だというのは重々わかっているけれどもやむを得ないんだというお話ですが、例えば今度の提案は所得のいかんにかかわらず負担をする均等割、これが1万8,000円から2万6,300円に1.5倍に値上げするという内容ですね。このことによって、結果として——市からいただいた資料で例が26例ですか、挙がっていますけれども、所得の低い方の値上げ幅が大幅になるという結果になっているわけです。市民の暮らしが厳しいということがわかっているのであれば、どうしてこんな案になってしまうのかということを知りたい。

それから医療費抑制のために努力をしてきたけれども、それはすぐにはあらわれないということでした。しかし、これは私、国保会計が厳しくなってから慌てて努力をするという問題ではないと思います。その点で、この点での総括を示さずに市民に負担を押しつけるというやり方は、市民の納得を得られないやり方だというふうに考えます。多摩26市中、国保税、今回値上げをするという自治体は幾つあるのか伺います。

○市民部長（北田和雄君） まず1点目の均等割についてでございますが、今回の改正で医療のほかに新たに後期高齢者支援分というのが創設されております。これは、75歳以上の方々の医療制度に現役世代から納付金としてお支払いするものでございます。これについて、どういう税配分をするかというのが法で定められておまして、基本的には応能応益割合というんですが、市の税でいえば所得割と均等割を50、50にしていくということになります。その結果その均等割額が若干高目に、まあ高くなっているということではございます。

それで、最初そういったことがありましたので、所得の低い方については国保の中で軽減制度というのがございます。今東大和市は6割、4割の軽減制度でございまして、これが保険税の応能応益割合が——応益割合が45%以上55%未満ですと、7割、5割、2割といった軽減制度が適用できるんです。それを当初目指しました。ただこれに該当するには前年度、あるいは当該年度の応能応益割合がその率に入っていないといけないということになっています。前年度で申しますと18年度、あるいは20年度になりますから19年度になりますが、これではその範疇に市は入っておりません。20年度、来年度予算に向けてそれを設定するとすると、かなり精密なシミュレーションをしないことにはなかなか正確な税率が設定できません。当初、7割、5割、2割という負担軽減を入れたとしても、結果として当初に賦課した段階で、さっき言った基準に入らなければその適用はできませんので、ですからそのためにはやはり時間をかけてしっかりした試算をした上で、できましたら21年度からはその制度を入れるように進めたいというふうには考えております。

それから医療費抑制のための手だてでございまして、人間ドックの助成なども——ちょっと手元に資料がないので、始めた年度ですが、ここで始めたということではなくて平成11年度ぐらいから始めたというふうに記憶しております。健康診査も従来からやっておりますので、それなりの努力はしてきたというふうには考えております。

あと他市の値上げですが、他市は現在やはり同じように審議をしている最中で、公式な情報はいただいておりますが、事務レベルで仕入れた情報ですと4市程度が値上げになる改定を予定しているということは聞いております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ですから私——この国保会計が厳しいという問題について、国の責任について市長は

言及されていまして。私はそれは大きな要因であるというふうに思いますが、今の他市の状況を見ても国の責任——一般に解消できる問題では決してないと思います。何度伺っても、今の市民の暮らしがこれだけ厳しい状況の中で、財政難だということでもとりわけ生活が厳しい国保に加入している方々に負担を押しつけるという内容になっているということは、動かしがたいというふうに思います。

それから、議会でも議論になった東久留米方式というやり方に近づけるために、今回均等割を値上げしたということのようですけれども、私はこういう形で均等割をどんどん値上げしていくという方法は、低所得者に負担を強いるということであって基本的に反対ですし、それから今ここに出ている改定案と全く無関係の口約束に過ぎませんから、意味がないというふうに思います。

○委員（森田憲二君） では続いてちょっと角度を変えて——7年間値上げしてないということもさんざん耳にたこができるくらい聞いています。過去を振り返って、7年前値上げしたときに税だけの改正と同時に、たしかそのときは出産一時金とかほかのものも付加してというか、上げたというような記憶もあるんですけど、その辺のこともちょっと古い話で大変恐縮だと思うんですけど、そのためには今——少子高齢化の時代に入っているということはもう重々承知しております。ですからそういった意味では、出産のほうについても、上げるんだったらそかも上げるとか、そういったことは考えてないのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○市民部長（北田和雄君） 記憶で申しわけないんですが、確かに7年前に保険税を改定したときに、出産育児一時金につきましては法定が30万円でしたが、東大和市は2万円を上乗せして独自に32万円の設定をしたという記憶は私もございます。今回ですが、現在は法律では35万円が出産一時金の金額になっております。他市の状況で言いますと、多くがこの金額で、市によっては何市かこれに上乗せしているところがございます。

今回それを考えなかったかということですが、一応それも一つの検討にはしましたが、出産育児一時金につきましても、これについては法律上3分の1は一般会計が負担していることとなります。これは法定負担の部分に入っております。3分の2が国保財政で賄うということです。国保財政で賄うということは、保険税で賄うということになります。ですから出産育児一時金を上げるということになりますと、一般会計からの負担もふえますし、その分保険税にはね返らなければならないということも出てきます。ですから、その中でできるだけ改定率を低く抑えるために、最低限のところでは保険税の上げ幅を抑えるように努力したということがございます。

○委員（小林知久君） 今みたいな議論ですとか、東久留米方式はどうなんだろうとか、低所得者対策はどうなんだろうとか、そういう議論を例えば議会とするなりの手順を踏んで、十分時間をとって上げていくのが筋ではないかというふうに思います。これはもう上げ幅がどんな幅であろうと、そういう先ほどの周知という話も含めて、やはり適切な手順を踏んで時間をとってやっていくべきではないかと。私はそこに一番憤りを感じるわけですが、それに関して、今回のこういう手続は非常に拙速だったという認識を市はお持ちなんですか。指示を出したほうから聞きたいんですけど。

○副市長（小飯塚謙一君） この件につきましては、やはり先ほど企画財政部長のほうから話したとおり、今回の一般的な全予算の中で財源的なことは大変だということで、とりあえず予算の積み上げをどうなるんだという形の中で判断をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 指示が拙速だったとは思いませんかとお聞きしています。

○副市長（小飯塚謙一君） 今回のことにつきましては市長からも前々から話があったり、やむを得ないという

ふうになっているところでございます。

○委員（小林知久君） それは拙速だけどやむを得ないということでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 拙速だからやむを得ないということではなくて、財源的にはやむを得ないと。今後につきましては、御意見を賜った中で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） ただいま本件につきまして、中間議員から発言の申し出がございました。

お諮りいたします。

本件について、中間議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、中間議員の発言を許可いたします。

○18番（中間建二君） 発言を認めていただきまして、大変にありがとうございます。

ここまで、委員会で今審議が進んでまいりました。また昨日私も一般質問をさせていただきました。やはり今回この採決をするに当たっては、私は大前提が必要だろうと思います。この点について、3点申し上げます。

1点目は、今のこの委員会でも、また昨日の私の一般質問でも、今回の国保税の改定については、1月21日に国保運営協議会に諮問し、2月7日にはもう答申が出ております。にもかかわらずこの間、今日に至るまで市報でも、またホームページでも一切このことは公表がされておりません。どこの市でも、諮問、答申はホームページ等で簡単に閲覧し、またダウンロードもできるようになっております。結果として一切——今回これほどの国保税の改定を上げるということを全く市民に周知されないまま、ここのこの委員会で採決をしようとしている、こういう状況になっているわけです。このことは、当然に市長に説明責任が求められているわけですから、こういう結果に至っているということを市長がこの場で明確に議会と市民に対して、私はまず謝罪をすべきだと思います。

そして2点目には、昨日の一般質問でも私が聞いた中で、2月13日に我々の全員協議会で、議会には今回国保税の改定が必要だということは説明しました。しかし、翌月の2月14日に行った記者へのプレス発表では、このことを意図的に隠しています。本来はここで予算を組むに当たって、国保税を改定しなければいけない、大幅に上げなければいけなかったということを言わなければいけなかったのに、これを意図的に言わなかった。このことによってさらに市民に周知ができなかった。これも明確に責任を認めて、ここでまず謝罪をすべきだと思います。

そして3点目には、私の一般質問の中に入って恐縮なんですけれども、私が市長に、今回この国保税を大幅アップしなければいけないことを、市長が市民に説明したのかとお尋ねしたときに、市長は説明をしたとおっしゃいました。けれど、どこで、だれに、どのように説明をしたのかということについては、明快な答弁がありませんでした。ですから私は説明をしてないと思います。ですからきのうの答弁を私はうそだと思っていますけれども、ここを本当に説明したと言うのであれば、いつ、どこで、だれに説明をしたということを明らかにすべきであるし、もし説明してないのであれば、きのうの答弁がうそだったということを認めてここで謝罪すべきだと思います。この前提をやはり私は確認をした上で採決に入ってください必要がある、このように思いますので、委員会で御協議をいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○副市長（小飯塚謙一君） 3点につきまして、委員外の方から御質問があったわけですが、それにつきましては私のほうから答えさせていただきます。

要するに、1月21日に国保協議会のほうに諮問し、2月7日に答申があったと。その後公表しなかった。これについては市長に説明責任があるのではないかとということでございますが、確かに私どもとしましては、答申があった上で説明をしたいというふうを考えておりますので、今後につきましては、市民の要するにPR等につきましては、徹底してやりたいというふうに思っております。

それと2点目の2月14日、記者へのプレス発表の関係でございますが、意図的に隠したのではないかとということでございますが、市長のほうからも発言があったとおり、意図的には隠す考えはありません。市長、私、それと企画財政部長が当日出席しております。これにつきましては資料をすべてお渡ししまして、一般的なことにつきましてすべて話をし、その中で質問があったことについては、主管部長、すべて待ってますので、そちらのほうに質問をさせていただきたいということでお話をしたところでございます。

それと3点目の、市長が市民にどこで説明したかということでございますが、委員外の発言の中では、どうも疑問に感じると、端的に言いますと、そういう発言でございますが、市長の答弁の中では説明していないという発言でございますが、市長の答弁の中では、20年1月21日から3月12日まで約37回の公的会合があったと。そしてそのほかにも要するに私的の会合があったと。そういう中で、この中では公的なやつは自治会の会合、老人会の会合、各種団体の会合、こういう中で財政が厳しいという形で説明したと市長本人が言っておりますので、私どもはそれは間違いないというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） ただいま本件につきまして、西川議員から発言の申し出がございました。

お諮りいたします。

本件につきまして、西川議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、西川議員の発言を許可いたします。

○2番（西川洋一君） 発言を許可していただきまして、ありがとうございます。

私は今の議論の中で、一般会計が厳しいから国保を削った、繰入金を減らしたという点の議論がちょっと——その点について質問をさせていただきたいと思います。

一般会計が厳しいかどうか、これはこれまでも議論してきましたが、今度のこの予算に関してはこれから議論する内容ですよね。詳しくは予算特別委員会の議論になると思うんですけども、それを最初から前提にして、国保のほうでは先に認めてくれと、厳しいという状況を。これはそういう話にはならないんじゃないかと、まず手順としてもおかしいかなと。厳しい論を今市側は市民に押しつけようとしているわけですけども、それはまだ議会としても議論してないから受け入れられないということですね。まず形として、それは指摘したいと思います。

本当に厳しいのかという点ですよね。私もこれは一般質問でも発言しましたが、きょう議論にちょっと出ていなかったかなと思うので発言しますが、国が示したそれぞれの自治体の財政力がどうかという指標があるわけですよね。その指標の中の一つだけきょうは取り上げましたが、財政力指数というのを取り上げたんですよね。この財政力指数というのは、まあいろいろ計算式はあるとして、1に近づけば——1になれば、

それを超えれば、その団体は普通交付税をもらえなくなる、国から。つまり自立した団体と見られるわけですよ。今東大和市のその数字はどうなっているかという、限りなく1に近づいているわけですよ。19年が0.911でした。そして20年度の参考資料で、20年度は0.973となっているわけですよ。つまり、国の示すそういう市の会計の財政力は自立している方向に進んでいるんですよ。本当にそうかということでは、ちょっと私また別の見解はあるんですけど、一応そうになっているわけですよ。

そうしたときに、市財政が厳しいから厳しいからということだけ言えるのか。三多摩26市の中で、1を超えている団体が半分ぐらいですかね。東大和市はまだそこまでいってない、そういう数字です。ですから普通交付税もらっています。そういう意味では、厳しいということが言えるかもしれないということ。だから財政が厳しい——一般財政が厳しいからということだけで、今回の国保税の値上げの理由にならない、これが一つです。

それから、26市の中で東大和市は普通並みですよ、そういう意味では。同じような財政力、国の試算によれば。そういう中で、よその市も大変だと思いますよ。だけど、値上げしないで頑張ってやろうと言っているわけですよ。そのときに、東大和市は国保会計に4億円近いお金を繰り入れないで、そのことが値上げの原因になっているわけですよ。そうすると、今まで国保会計どうだったのかと見れば、繰入金はこれまでずっと——18年度決算ですかね、これがちょっと上がりましたが8億5,000万円ですか。その前は7億円台、その前も7億円台、それからだんだん先に行くにしたがって6億円台となるわけですよ。それを今回、何で一気に半分も削るのか。しかもそれは市民に大幅な負担になるわけですよ、3億3,000万円からの負担増ですから。

○委員長（下条 学君） 同じような質疑はたしか出ていると思うんですけど、要旨をちょっとまとめて質疑してください。

○2番（西川洋一君） ですから、本当にそのお金を——先ほどどなたか予算組み替えだと言いましたが、まさに一般会計が大変でどうしようもないんじゃないかと、本当に組み替えに本気になってやれば、今の市財政から見れば十分可能、値上げしなくてもできる、そういう内容になっているんじゃないかということなんです。ですから、ここは思い切ってそういうふうに進むべきだ、組み替えに進むべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今一般会計の財政力があるというお話をいただきました。財政力的な面で今指数を示されました財政力指数については0.911ということ、これは1になりますとというお話でございますが、そのほか現状を見ますと、経常収支比率という財政の指数もございまして、今、95.6が18年度決算でございます。そうすると、通常支出しているものすべて100のうち、それだけいってしまうという状況がありまして、これは19年度を見ますと100近い状況にあります。

そこで過去の決算を踏まえて若干お話しさせていただきますと、やはり歳入におきましては市税、これについては昨年度の税制改正等も含めまして、少し交付税等の入れかえがありました。実質的にはふえておりません。それから、経常の一般財源については残念ながら減少傾向にありまして、一方歳出は当市の特徴ですけど扶助費、これが極端に多い市です。例えば狛江市と比較しますと、人口約8万人同士なんですけど、うちは約70億円近い扶助費を一般会計から歳出しております。一方、狛江市は30億円程度で済んでおります。これは市の特性ということでございまして、その中でそういった経費が毎年大幅にふえていきますので、その他の事業費がこれは継続しておりますけれども、それが年々逼迫してきた中で、財政調整基金等の基金が欠落してなかなかもうそれだけの歳入が望めない。

それで今回の事業費の中では——それで先ほども申し上げましたけれども、事業については見直しをいたしました。現状を見直した中で、最大限見直したんですけれども、これ以上の削減は望めないということで、その中で赤字繰り出しをしている分、これについては今回3億3,000万円——税に置きかえる分といたしますと、この分については減額をさせて繰出金を抑えさせていただくと。ですから、1.0の財政指数に向かっていくから、健全に楽に運営できるということでは決してありません。当市についてはそういう特殊な扶助費等の原因がありますので、これからも行革の取り組みを、さらなる取り組みをして、歳出についても削減せざるを得ないと思います。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 今の委員外のお二方の質問に対して、まず最初の間議員の謝罪すべきという話に関しては、言いわけをされていたということで、謝罪する必要はないという——これは市長に謝罪すべきというのに対して、副市長が何か言いわけをされていたということで、まず謝罪する必要はないという認識であるということでしょうか、これが1点。

それから西川議員の質問に対して、もう削減の余地はないと、財政でやることはないというお答えに聞こえました。これ、未来永劫もう新規事業はやれないということですか。それともタイミング的にことしこの時間ではできないということですか。済みません、とってしまっ。1点だけ、そこだけお聞かせください。

○副市長（小飯塚謙一君） 謝罪の関係でございますが、これにつきましては私が説明したとおりでございます。特に謝罪する考えはないです。ただ今までやってきましたのは、市長としましては、確かに答弁の中で市長の責任でやったということで、それが一つのあらわれでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいまの予算の取り組みでございますけれども、現状で私どもで最大限頑張ったのは、今年度はここで精いっぱいということは申し上げたいと思います。と同時に、じゃあ今後どうするかというお話もちょうだいしております。これについては第3次の行革もありますけれども、大きくは人件費、それから使用料、手数料、扶助費、繰出金——繰出金は今回、赤字繰り出しの件で大幅に減になっておりますが、これもさらなる特別会計すべての洗い直し、これは当然21年に向かっては再検討いたさないと、今小林委員がおっしゃったように21年以降の予算も編成不可能になりますので、そこは私どもで努力して最大限頑張って予算編成に向かっていきたいと思っています。今年度については、見直した結果は、さらなる3億円を生み出すことは不可能というふうに認識しております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 市の財政状況がどうかというのは前提として、まあ議会でこれから予算審議の中で十分やるんで、しかしその中で1点だけと私が言ったものだから、一つだけの件に対して反論しまして、別の指標を出してきました。しかし私はそれも踏まえて、三多摩全体の中で東大和市の財政状況はどうかと。今経常収支比率のことを言いました。大変だって。確かに硬直化しつつあるという状況です、東大和市はね。じゃあ三多摩26市の中でどうなのかと、その位置が。それも判断した上で大体言ったんです。

ですから、それはやっぱり市側は努力不足だと思いますよ。先ほどから議論になっているのは、何で急に半分も繰入金金を減らさなきゃいけないんだと、こんなに値上げしなきゃいけないんだということですよ。だからそのことに対して、予算の組み替えという議論が出ているわけですよ。ですから、その部分的に反論してくるというなら、それは私ずっとやりますよ、資料を持ってきて。だけど私委員ではありませんので、その辺は

やっぱり部分的な反論だけで片づけるという態度をとってほしくないです。

○委員長（下条 学君） 暫時休憩をさせていただきます。

午前11時23分 休憩

午前11時48分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小飯塚謙一君） 先ほど委員外の間議員の質疑についてでございますが、再度繰り返して私のほうから答えさせていただきます。

まず、1点目の公表の関係でございますが、今後につきましては十分検討したいという考えでございます。

（発言する者あり）とりあえず、そういうことでございます。

2番目でございますが、2月14日の記者へのプレス発表の関係でございますが、これにつきましても先ほど答弁したとおり、従前からそのような形で発表しておりますし、意図的に隠したことはないです。

それと、3点目のどこのだれに説明したかということでございますが、だれにということとはわからないが、一般質問のほうで答えたとおりに確かに財源が厳しいと、そういう中で説明をしているということでございます。

それと、最後に市長に確認しましたところ、改めて謝罪をする考えはないが、一般質問の中の答弁の中で答えたとおりに、私の責任であると。今回の関係につきましては、それで十分今後検討したいということをおっしゃるところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 先ほど、財政が厳しい厳しいというお話、答弁いただいています。それで市民生活のほうはどうなのかということで、私お話していますが、例えば市が出した資料でも所得266万円の方が現状でも国保税だけで26万2,347円払っている。これが、今回改定されると5万4,102円——20.6%上がって31万6,449円、これを国保税だけで払わなくてはならないという事態です。それから、これは市が出している資料の中に出ていますが、4人家族で給与収入が99万円しかないという世帯、現在6万5,939円のもの1万9,414円——29.4%も上がって8万5,353円になると。これ、支払えるというふうにお考えなんでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 大変厳しい状況にあるということは認識はしております。

以上です。

○委員（佐村明美君） 大体いろいろ質疑はなされたのかなと思います。まだ質疑のなされていない点で伺いたいと思いますけれども、国民健康保険税がもう御承知のように自営者、農業者、高齢者が加入しております。また、これからは担税力の低い定年退職後の人たちも加入してくると思います。それから、国保の加入者というのは世帯で大体5割以上、個人でも約4割が加入をしております。突然のこの20%のアップを行うということは負担感が出ることは当然だと思います。

それから一般質問の中でも出ていたかと思いますが、この収納率ですよね。17年度、18年度の予算、決算の差異が生じている。そこへ加えて、この20年度の収納率は高く見積もっておりますけれども、これだけのアップの中で収納率の向上を図れると考えているのかどうか、この点について伺います。

○市民部長（北田和雄君） 収納でございますが、20年度から国民健康保険税に関しましても、65歳以上の方については年金からの特別徴収という制度が導入されたりしております。それと、あと引き続き収納努力を重ねることで努力したいということで認識しております。

○委員（佐村明美君） 答えにはなっていないと思いますよ。これだけのアップ率は上げて、さらに収納率は上がるのかということ伺っております。とてもじゃないですけども収納率の向上は図れない。こういう予算の編成、国民健康保険税の予算の見積もりそのもの自体がおかしいのではないかとということが一つ。

それから、ずっと出尽くしておりますけれども、いわゆる一般会計が組めないで、その差異の分を国保のほうに負担をお願いしたいということですが、ずっと質疑を聞いておまして、私はこれは政策判断ミスであったのではないかと、このように感じられるわけですけど、この辺については先ほど副市長のほうから市長は苦渋の選択であると、それから説明責任についても私の責任であるとかおっしゃっておりますけれども、この一番根幹的な政策判断がどのように認識されているのか、この点について伺います。

○副市長（小飯塚謙一君） 政策判断の関係でございますが、再三のお答えになるかわかりませんが、市長としましては、全体予算の中で今回はやむを得ず国保税につきましてはお願いをしたところでございます。なおかつ一般会計のものにつきましても、事業すべてを見直した上で今回新たに予算を組み、それを提案しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第35号議案に対する質疑は終了いたします。

第35議案に対しましては、石川委員から修正案が提出をされております。

ここで、修正案を配付いたします。

〔修正案配付〕

○委員長（下条 学君） この際、修正案提出者の説明を求めます。

○委員（石川庄太郎君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について、御説明をいたします。

東大和市の国民健康保険税医療分については、市の努力で平成12年以降、7年間改定を行っていません。財政状況が厳しい中、大変な御努力をされたことを評価いたします。また、少子高齢化の進展による社会保障費の増加傾向などにより、市の財政状況が非常に厳しいことも十分に理解をしているところであります。このような中で、国民健康保険税の改定はやむを得ないものと考えます。一方市民の生活実態は、好調さを持続していると言われる企業部門とは異なり不景気感を払えず、今回の平均19.0%の国民健康保険税の改定が市民生活に与える影響を看過することはできません。そこで、市財政の安定化、健全化を図るとともに、市民生活への影響を軽減するために、激変緩和の措置を講じることを提案するものであります。

では、具体的な提案内容を御説明いたします。

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則に、第3項、改正後の第7条、第8条及び第23条の規定の適用については、平成20年度分の国民健康保険税に限り、第7条中「1.49」とあるのは「1.04」とし、第8条中の「1万1,300円」とあるのは「7,600円」とし、第23条第1号ウ中「6,780円」とあるのは「4,560円」とし、同条第2号ウ中「4,520円」とあるのは「3,040円」とする、を加えるものであります。これにより表のとおり、平成20年度の国民健康保険税の後期高齢者支援分は所得割が1.49%から1.04%に、均等割が1万1,300円から7,600円となり、改定率は19.0%から9.4%に引き下げられます。

各位の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（下条 学君） 修正案の説明が終わりました。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前に尾崎利一委員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○委員（尾崎利一君） 私先ほど、市の行政努力に対する総括なしに市民だけに負担を押しつけるのは、市民の理解は得られない一方的なやり方である、という質疑を行いました。その中で不適切な用語を発言しましたので、記録から削除していただくようお願いいたします。

○委員長（下条 学君） ただいまの件につきましては、後日記録を調査の上、委員長において措置をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） では、そうさせていただきます。

これより、修正案についての質疑を行います。

○委員（二宮由子君） ただいま出された修正なんですけれども、激変緩和の措置ということなんです。平均19%のものを9.4%にということで、影響額——これに対して、もちろん一般会計からの繰り入れをしなければならぬと思うんですが、その財源をどこから調達するのか。今までの質疑の中で、財政のほうといたしましてはもうこれ以上一般会計から繰り入れはできない、というふうな答弁をいただいているんですが、どういったところからその財源を手配するのか、伺いたいと思います。

○委員（石川庄太郎君） 確かに経過措置により財源不足が生じると思われますけれども、対策についてはやっぱり執行部側に検討していただきたいと思っておりますが、一方で収納努力や一般会計の財政状況によっては、繰入金追加も対応してもらいたいと考えております。

○委員（二宮由子君） 執行部側できないとおっしゃっているんですけれども、執行部側に考えていただきたいということで——再三の答弁で執行部側はそれはできません、ですから市民に負担を強いる、というようなことを市長もいたしておりますし、企財の部長も、もうこれ以上一般会計見直すことはできないというふうにおっしゃっているようなんですけれども、そういった点に関しては石川委員はどのようにお考えでしょうか。

○委員（石川庄太郎君） 確かに、市のほうの今までの一般質問も含めて、今までの中では一般財源のほうからの繰り入れは難しいというような考えの中で、現状では今回提案しました修正につきましては、一度に市のほうの言うております19%の値上げについては、市民負担が大きくなるのではなかろうかという考えの中から、2年間の経過措置をしました。そのような中で、できるならば今までも一般財源のほうから繰り入れしているわけですので、その不足分については、できるならば引き続き市のほうで努力していただいて、一般財源のほうで負担していただきたいと考えております。

○委員（尾崎利一君） 原案に対する質疑の中でも、幾つか論点があったと思います。これらの論点について、この修正案はその問題点や矛盾を解決するものにはならないと考えるんです。

第1に、市報の問題が大きな議論になりました。中間議員のほうからも、他市の例——諮問や答申の段階でホームページに出ているのに、一切東大和市では明らかにしていない。それから14日の記者会見の際にも、説明する機会があったにもかかわらず説明していないという指摘がありました。この問題は、うっかりだったのか、故意だったのかという問題が全く関係ない。やはり市長はもう長年の経験を持たれている政治家ですから、発言をする機会に発言をしたのか、しなかったのかということは、一つの政治的な行動、言動だというふうにとらえられて仕方がないですし、説明できるときにしなかったと言われて反論できないと私は思います。その点で、市民不在のやり方であるという点に対する批判がたくさん出ました。ここでこういう修正案を出すということは、この市長のやり方を免罪することになってしまうのではないかというふうに考えます。その点、いかがなのかというのが第1です。

それから二つ目に、原案についての議論の中で、これは一般会計における財政的な困難を市側も認めるように、経済的基盤が極めて脆弱な国保加入者の層に押しつけるというものであるという点が指摘されました。この点についても、この修正案によってこの問題が解決できるとは思いませんが、その点についてどう考えるか伺いたいと思います。

それから3点目に、市民の暮らしが大変厳しくなっているということで、私はとてもこれは払い切れる税額ではないという質疑を行いました。2年間に分けてこれを値上げするということによって、市民がこれを払えるようになるのかと言ったら、決して払えるようにならないというふうに考えます。

以上3点、どの点をとってもこの修正案によって原案の問題点や矛盾がいささかも解決されないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員（石川庄太郎君） まず、1点目の市長の責任の問題でございますけれども、市長の責任を免罪するものではなく、急激な市民負担を避けるためにこの経過措置を考えたものであります。

それから2番目の質疑に対して、経過措置を入れることで急激な市民の負担の増加を避けると考えたものであります。

3点目の——先ほども他の委員からもお話ししましたが、今回は激変緩和のために経過措置を考えました。さらなる負担軽減は、市のほうで十分に検討してほしいと考えております。

○委員（小林知久君） 激変緩和という考え方はわからないでもないんですが、これが去年の例えば6月とか半年ぐらい前の話でしたらば、みんなでそう考えてという余地はあるとは思っていますが、このタイミングです。若干、このタイミングであとは市が考えろと言ってしまうというのは——例えばこの後予算委員会あります。そこで出てきた内容と——要は1億7,000万円ぐらいですか、後はそっちで考えなさいと言っちゃってしまくと、この後の予算委員会での話なども少し矛盾してしまうのではないかなと思うんですが、そこについての御見解をお願いします。

○委員（石川庄太郎君） 確かにこれから予算委員会が設置されて予算審議に入るわけでございまして、当然予算書のほうには計上されていると考えられます。そのような中で、今私のほうからの発言で2年間の経過措置ということで大変な問題も生じるかとも思いますけれども、先ほども冒頭述べましたとおり、大変に市のほうの一般財源が厳しいというような中での繰り入れが国保にできないという考えの中で、せめて市民負担を少しでも軽減するというような考えの中で、2年間にわたっての提案をさせていただきました。

今小林委員のほうから約3億3,000万円ですか、一般会計のほうから国保に繰り入れする状況が2年間になれば約1億7,000万円ぐらいだというような話もございましたけれども、何とか市のほうには努力していただ

いて、少しでも市民負担を軽減するために提案をしたものでありますので、御理解願いたいと思います。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより原案及び修正案について、討論を行います。

○委員（二宮由子君） 第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び同修正案に対し、どちらにも反対の立場で討論を行います。

まず初めに申し上げますが、今回の値上げが余りにも唐突過ぎるため、撤回すべきと考えます。そこで、原案であります、7年間も改定を行わなかった結果が今回の大幅値上げにつながったと考えます。2年ごとにでも見直しを行ってれば、このような改定はあり得ません。7年間のツケを一遍に払わされる市民の身になって考えてみてください。到底賛成はできるものではないはずです。

次に修正案であります、一どきではないにせよ、わずか2年間で原案の水準に引き上げるものであり、財源の確保も明確でありませんで容認しかねるものであります。今回の改定に対し、財政厳しき折、しっかりと説明をした上で少々の値上げであれば納得される市民もいることでしょう。しかしながら、市民への周知徹底されぬまま進められる、市民を置き去りにしたやり方は賛成できるわけがありません。ぜひとも徹底的な情報公開と説明責任を全うしていただくよう強く要望し、反対討論といたします。

○委員（尾崎利一君） 第35号議案及び同修正案について、反対討論を行います。

まず、市民の生活が大変厳しくなっているという状況のもとで、これ以上の負担を市民に押しつけることは許されないという点が第1点です。

そして2点目は、財政困難の打開の方策を、市民の命と健康にかかわる国保税の大幅値上げによって打開すると。しかも市当局も認めるように、国保加入者は経済的にも脆弱な状況にあるということがわかっていながら、ここの値上げでこの財政困難を打開するというやり方は、自治体本来の使命から考えて本末転倒のやり方だという点です。

3点目に、市は国保会計に対する繰り入れを減らすためと言いながら、市がそのためにどういう行政努力を行ってきたのか、この点についての総括はありません。それで、市民だけに負担を押しつけるというやり方は、到底納得ができるものではありません。

4点目に、市民不在のやり方の問題です。

以上4点、そして修正案についても、以上4点の原案の問題をいささかも解決するものではないという点において反対します。

○委員（小林知久君） 私も第35号議案及び修正案に対して、反対の討論をいたします。

一般会計予算の策定に当たり、ほんの少しの計画性と予測を市長がしていれば、一層の行財政改革はできたのではないかと考えます。一般会計がその状況で、国保会計にそのしわ寄せをする形になるというのは、著しく不適切な政策判断と思わざるを得ないと思います。

それからもう1点として、市民への周知、議会への周知、それから低所得者対策が21年度には——というふうな御答弁ありましたが、これ後回しになるというのは順番が違うと考えます。当然同時に、特に低所得者対策に関しては、同時に提示するべきものと考えます。また、国保税の増額をしても次の一手が見えないと。来年結局行財政改革しなくては、また何か違うのが上がってしまうのかなと思わせてしまうところ。そういう状

態で市民に負担を求めるのは無責任と考えました。

また修正案に関しては、激変緩和という趣旨はわかりますが、その収入補完策を行政にゆだねる形になってしまうこと。したがって赤字、または補正予算前提で予算審議に臨まなくてはいけないなど、これも議会としては無責任な対応に見えてしまいます。

以上の理由から、第35号議案及び修正案に対して反対いたします。

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案につきましては、まず修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下条 学君） 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

原案を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（下条 学君） なし。

本案は否決と決します。

暫時休憩して協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時 6分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（下条 学君） 20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情、20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情

20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下条 学君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、本件は先ほど採択と決しました20第1号陳情と趣旨が同じでございます。

よって、本件はみなし採択としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件をみなし採択といたします。

○委員長（下条 学君） 次に、20第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情、20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情

20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（小林知久君） きのう一般質問したばかりなのと思ったんですが、幾つか。多くの方から見直しを求める陳情ということで、私が一番気になるのは、それぞれコンセプトがはっきりしないというところが一番私は気になっております。私の質問でも多少答弁いただきましたが、この部分、コンセプトを明確にしなくては、結局皆さんの意見を聞いているときの取捨選択があいまいになってしまうというところで、今後早急にそういうものをつくってほしいと私自身も思っているんですが、その考え方とスケジュールをお聞かせください。

○福祉部長（榎本 豊君） 昨年、市民懇談会の意見で2年ということで、総合福祉センターは障害者、高齢者、児童に限らず、市民全体に広く開かれた総合的な社会参加、交流、情報の場の拠点として事業を実施することを希望するというのが理念で意見されておりました。基本計画（案）の中におきましては、施設づくりの考

え方ということでお示ししてございます。第3次地域福祉計画や第1期の障害福祉計画の考え方を実現する施設をつくっていかうということで、安全で快適でだれにも使いやすいユニバーサルデザインに対応した施設ということを念頭に置いて施設づくりをしようということで、施設づくりの考え方を位置づけました。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 今回の陳情で、そのコンセプトもそうですけれども、例えば建設に関して策定する基本計画に、広く市民の声を反映させるために設置された総合福祉センター建設市民懇談会の意見というの、基本計画の中には実施事業を——このような事業を入れてほしいというものが20件ほど書いてあると思うんですが、例えば市民懇談会からの意見をどのような基準で事業案に反映させたのかというのを、また反映できなかったものに対して、今後どのように扱っていく予定なのかというのを伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原島真二君） 実施事業の選定に当たりましては、基本計画（案）のほうに掲載してありますけれども、市が実施主体でないとできない事業であるとか、市の事業を継続いたして実施するもの、ほかに代替施設がない、計画に位置づけられていること等を判断の基準として総合的に検討を行った結果、事業を選択をいたしましたということでございます。この案の中にも実施事業等々、実施を見送った事業、あるいは施設運営の工夫等で対応が検討できるんじゃないかというような三つのくくりをしまして、すべてではございませんけれども、こういう代替があるとか、こういう施設を利用できないとか、そういう御提案は申し上げているところ です。

以上です。

○委員（二宮由子君） そうしますと、この市民懇談会の皆さんに、市民懇談会の任期が3月31日までですけども、この基本計画（案）に沿っての説明というのはされたんでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 基本計画（案）につきましては、委員の方には郵送しているだけでございます。説明はいたしておりません。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） きょうはちょうど13日ですから、まだ少し日にちがあるんですけども、今後例えば一般質問等でもいろいろありましたし、市民懇談会の皆さんの御予定もそれぞれさまざまあると思いますが、一度集まっていただいて——実際にもともとこの市民懇談会というのは、基本計画に広く市民の声を反映させるために設置されたんですから、その案の段階で一度集まっていただいて、御意見をちょうだいするものも市の行政としての責任ではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 今後のスケジュールの説明にもなりますけれども、先日の基本計画（案）の市民説明会、さらには2月いっぱいそれに対する意見等を聴取したところでございます。その意見につきまして、庁内でどのように取り入れるか、基本計画（案）に取り入れていくか。また扱い等につきまして、今週検討委員会を開きます。その検討結果を市長に報告いたしまして、市長のほうは今後基本計画（案）、さらには次の計画、設計でしょうか——の段階におきましても、市民懇談会の委員の方々から、その都度意見を聞く場を設定してほしいというような御要望ございましたので、それにつきましては市長のほうにも報告いたしまして、その都度、形につきましては具体的ではございませんけれども、意見をいただく場を設けていくことに市長のほうも賛成していただいておりますので、その辺も含めまして、ここでの庁内の検討委員会での報告を上げたときに、スケジュールについても報告し、また指示を仰ごうかなと考えているところでございます。

○委員（二宮由子君） 先ほど部長もおっしゃっていましたが、検討委員会って庁内組織ですよ。全く

市民の意見等は入らないと思うんですけども、そういった点では市民懇談会の皆さんの意見というのも、もう一度——本会議のほうでも市長の答弁で多く市民の意見をしっかりと聞いて、弾力的に対応するとおっしゃっているんですから、市民懇談会の意見というのは聞くべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 今回の議会で3名の議員の方々から、総合福祉センターに関する一般質問をいただきました。その中でも、今後さらに市民の方の意見を取り入れてほしいというような要望もいただいているところがございます。その方法につきましては、まだ市長を含めます理事者と相談をしていないところがございます。その方法等につきましても、庁内での検討委員会ございますので、そちらの検討報告を兼ねまして、相談いたしまして、指示を仰ごうと考えているところがございます。

以上です。

○委員（小林知久君） 議会の意見はいつ聞きますかね。私きのうの一般質問でもお話ししましたが、1年以上前にさんざん議会でやりとりさせていただいて、その後市民の御意見を聞くということで、私自身は遠慮を差し上げていたつもりですが、議会にも提示としては12月に案が来て、特に——1回全協でばっと説明されたぐらいで、ある意味確定状態で一方的に言われてしまったイメージが強いのですが、きのうの話ですと6月が今のところの期限ということで——私自身も市民を背負っています。そういう意見というのは、適正に言うためには、いつ聞いてもらえるのでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） きの小林委員の一般質問の中で、市長のほうで6月が一応のめどかなというところではございましたけれども、やはりそこで意見等を聞かなければコンクリートされたものではないということでは答弁したと思っております。それで、議員さんに対する説明につきましても、市長に先ほど申し上げた報告を兼ねたときに、一緒に指示を仰ごうと考えているところがございます。

以上です。

○副市長（小飯塚謙一君） 今部長のほうから答弁させたわけではございますが、きのう市長のほうからの発言の中では、市民の意見につきましては、6月ごろまでにはどうにかもう一度聞きたいという話がありました。そういう形の中で、改めて市民の意見は聞いた中で、来年度実施設計等を進めたいというふうに思っております。ただ、何せこれから予算審議をいただくわけですが、来年度既に実施設計の予算についても計上しているところではございますので、私どもは基本的には20年度内にこれをまとめたいと、そんなふうに考えているところではございます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） なしと言ったんですけども、先ほどの部長の答弁の中でちょっと気になったことがあったもので、確認をさせてもらいたいと思います。

言葉の端々に出てくるんじゃないんですけど、一般質問、一般質問と言いますが、一般質問やらない議員もいるわけですよ。一般質問が中心型で行政のほうは動いているんですか。やらないとか、やったとか、何人が出たとか、逆に考えるとそれぞれの政策が違うわけですから、一般質問やらないと東大和市の市議会、または行政のほうは動かないのか。

それともう一つ、きのうの小林議員の質問の中で、たしか箱物ができてからそれを中心に福祉のほうを考えていく、というような答弁があったと思うんですよ、私の聞き間違いかもわかりませんが。福祉をどういうふうに考えているのか、この2点お願いします。

○副市長（小飯塚謙一君） 最初の森田委員のほうからありました、一般質問をやらなければその意見を聞かないのかと——そういうことではありませんので、あくまでも当然、委員会で今回は議題にのっかっておりますので、そういう中で……（森田憲二委員「陳情出なかったら、どうするの」と呼ぶ）それは、一般質問の中でも意見は当然聞きます。それは、当然議員の発言につきましては、真摯に受けて聞きたいというふうに思っているところでございます。そういう意味でございます。（森田憲二委員「どこに場所をつくるの、そういう場所を」と呼ぶ。小林知久委員「一般質問もなくて、陳情もなかったらどこですかという話」と呼ぶ）それは、新たに——そういう意味ですね、大変失礼いたしました。要するに、議員の説明の場所をいつとるか、という意味でよろしいでしょうか。それは、改めて検討しまして、そういう場を設定したいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 箱物が先というわけではございませんで、やはり何が事業として必要かというところで最初に議論したところでございます。ただそれを全部とってしまいますと、予算上上限ございますので、その中で実施できるものというものを、その中に当てはめる場合、例えばですけど、20事業の要望があった中でやれるものが11事業だったというような結果でございます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 副市長、要は言葉の——行政側のいろんな答弁の中で一般質問、一般質問と必ずこの言葉が出てくるんですよ、だれの質問についても。一般質問だけで行政が動くんだったら動いても構わないんですけど、どなたが質問に立とうと立つまいと、行政側の全体の答弁というのは、議員全員が聞いているわけですよ。また、傍聴者も聞いているわけですよ。そういうふだんからの手法——先ほどの部長の答弁でもそうだと思うんですけど、一般質問3名ありました。10人あったら10人ありました。そういうふだんからの気質、考え方、必ずそこに出ちゃうんですよ、言葉の中に。私が申し上げたいのは、あくまでも議員はそれぞれの代表なんですよ、市民の。そこのところを——答弁者側だって全員に答えてもらいたいと思っているんです、と私は思っていますよ。だけど、だれだれの一般質問が出ましたから——この辺もう一度確認したいのは、一般質問が出なかったら、その言葉は出ないのかということですよ。

それから、市民全体に説明会を開くんだったら開く。やりますよ、やりますよ——いつやっているんですか。この後、6月計画がまとまりました。そのうちやりましょうということで、もうでき上がっちゃって、さあどうしましょうかという話になってくると思うんですよ。そうじゃなくて、市民参加だとか何だかんだとふだん言っているんだったら、そこのところをどういうふうに市民に理解をさせていただけるのか。今回だって一般質問があったから答えて、それから陳情が出たからそういう答えが出てくる。陳情が出なかったらだれも聞かなかったでしょう、この話は。一般質問中心にいくということでしょう。部長、その辺どうなんですか、もう一度確認をさせてください。

○副市長（小飯塚謙一君） 当然私たちが市民の意見も聞き、その代表者である議員の皆様の意見も聞くところでございます。一般質問があったからということではなく、真摯にいろんな機会をとらえて、意見等をいただければ、当然その中で検討したいというふうに思っています。ただ、一般質問があったから、それに対して……（発言する者あり）そういう発言に部長のほうは答えたと思いますが、私どもは一貫して、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 2本陳情が出ていまして、片方が東大和市総合福祉センターをつくる会、それからもう片方についてはたくさんありますけれども、障害者団体を中心とした方々から出ているということです。それで、これまでの中でも総合福祉センターをどうやってつくっていくのかというふうに、中心的一かかわってきた方々からこういう形での陳情が出ているということで、本来この総合福祉センターに期待もされ、いいものにしていこうということで努力されている方々から、このままではまずいということで陳情が出ているというところから、市長もこれについて、3月末で基本計画の案をとってということだったけれども、そうはしないと。市民の意見をよく聞いて、市民の理解と合意のもとに進めるんだということだったと思います。

その点で、先ほど二宮委員からお話出しましたが、これまでかかわってこられた方にきちっと説明する機会をつくるのかどうかという質問に対して、これから決めるということでした。しかし、これから決めるということであるにしても、市長の趣旨が——やはり中心的一かかわってこられたような方々からも、このままではいけない、見直すべきだという意見が出ているということ踏まえて、拙速に決めないという答弁だったと思うんですね。その点を重視すれば、今後決めるにしても、二宮委員が主張した件については重視をして、その意見をきちっとくみ上げるというふうにするべきだと私は思います。その点についていかがでしょうか。

それから、3月末で案をとってしまうということではなくて、市民意見をきちっと聞いて、市民合意のもとに進めるという点について、再度確認を求めたいと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 市長のほうでも、市民の皆様にも納得した施設をつくっていかねばならない。また、議員の皆様にも納得していただかなければいけないという中で、3月末というのは、もうあと半月ほどしかございませんので、それについても市長のほうでは柔軟に対応するというところでございますので、その柔軟というのがいつになるかというのは、今はっきりとは申し上げられませんが、その辺も含めまして、先ほども説明いたしました基本計画（案）に対する市民の方の御意見、それから懇談会での意見等の取り扱い等についての報告の中で相談して、指示を仰ぎ決定したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 私自身、この総合福祉センターが非常に迷走しているというふうには受け取っています。当初、これはもうこの陳情を出した方、一部の方にも言いましたが、特効薬じゃないと。これ、さも魔法のつえかのように福祉センターというところで、バラ色の夢を振りまいてしまって、それで今広げたそのふろしきをおさめるのが苦しくなっているというところが現状じゃないでしょうか。私自身は、そこをまず謝罪し、謝ってしまって、現状の財政とほかの施策とのバランスの中で、やっぱりやれることは限られているというところで、抜本の見直しをするべきじゃないかと思うんですが、その辺、部長に聞いてもしょうがないんで、どうお考えでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 今の御意見でございますが、総合福祉センターの建設そのものについて、迷走しているのではないかとございまして。確かに、今回市民の方々から懇談会等におきまして意見をいただき、その中で事業を決定したところでございまして、そういう中で要するにそこに参加している方々から、今回こういう形で意見が出ているところでございまして。私どもとしましては、市民懇談会に出た意見につきましては、それは十分検討した上で、当然すべて意見をいただいたものができるというふうには考えておりません。そういう中で、内部的に検討して選んだ中で御理解を得るような形で、この事業については進めさせていただきたいと、そんなふうには考えているところでございまして。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 11事業についても、11事業にしてしまうかどうかという点で、そこについても見直しの余地があるという答弁を市長からいただいていたと思いますが、その点確認を求めます。

○福祉部長（榎本 豊君） やる事業につきましても、懇談会の方からいただいている要望等も、やはり20事業にもう少し近づけてほしいというような要望も結構ございましたので、それも含めまして検討したいと考えているところです。

○委員（二宮由子君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております2件の陳情につきましては、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。委員長において、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

○委員長（下条 学君） ただいま二宮委員から、本2件の陳情について、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採択されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

20第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件は第4号陳情が趣旨採択と決しましたので、よって、みなし趣旨採択と決します。

○委員長（下条 学君） これをもって、平成20年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 2時39分 散会